

令和5年3月24日

組合員の皆様へ

丸八信用組合
理事長 渡邊 正則

当組合は、令和5年6月に開催する総代会（開催予定日：令和5年6月15日（木））において、当組合の定款第16条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下、「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当りのある方で除名を希望されない場合には、令和5年5月26日（金）（理事会開催日）の前日までに、組合員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明組合員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員の方とします。
 - ①平成30年9月から令和4年9月末にかけて当組合の事業を利用していない方
 - ②令和4年9月以前に当組合の通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなします。）以上継続して当組合に返戻された方
 - ③当組合への届出住所等に不在であることが確認できた方

※ 当組合の定款別表2第5項では、「5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻されたとき」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

2. 中小企業等協同組合法及び当組合定款の定めるところにより、除名対象者の方は総代会において弁明をすることができます。
3. 除名により脱退となる組合員の方は、ご請求いただければ翌年開催する総代会以降に出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当組合の窓口までご相談ください。

以上

【お問合せ先】

丸八信用組合

総務課（電話：052—951—0191）